

議案第 88 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の 4 第 5 項中「100分の5」を「事故発生日（政令第 2 条第 2 項第 1 号に規定する事故発生日をいう。以下同じ。）における法定利率」に改め、同条第 6 項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めるため、この条例を制定するものである。